

○ 基本方針(概要)

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・ **食品ロスの削減を含め**食品廃棄物等の**発生抑制に優先的に取り組んだ**上で、食品循環資源について再生利用等を実施。
- ・ 食品循環資源については、**飼料、肥料又は菌床としての利用を優先的に進め**、これらに適さない場合にメタン化や熱回収により資源を有効活用。
- ・ **食品廃棄物の適正処理の徹底**のため、食品関連事業者及び再生利用事業者への継続的な周知徹底・指導を実施。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・ 事業系食品ロスについては、SDGs を踏まえ、**2030 年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標を新たに設定**。
 - ・ 2024年度までの再生利用等実施率目標を設定。食品製造業95%(前回事業系)、食品卸売業75%(前回事業系+5%)、食品小売業60%(前回事業系+5%)、外食産業50%(前回事業系)
- ※別途、発生抑制に係る目標を告示で設定。

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【食品関連事業者への指導等】

- ・ 国による**食品関連事業者への積極的な指導・助言**、市町村による多量発生事業者への**減量化指導の実施**。
- ・ 食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、**定期報告データの公表の運用の見直し**。
- ・ 食品廃棄物の適正な処理に係る**排出事業者責任の徹底**。

【国民運動としての食品ロス削減運動の展開】

- ・ **食品ロス削減国民運動を展開**し、サプライチェーン全体での食品ロス削減の実施。

【登録再生利用事業者の育成】

- ・ 登録再生利用事業者による、優良な取組を自主的に認定する制度の活用。

【再生利用の環境整備】

- ・ 地域循環共生圏の実現に向けた**廃棄物系バイオマス利活用のための施設整備**の促進、広域的なりサイクルループの形成の推進
- ・ 市町村による**一般廃棄物処理計画への位置づけ**、事業系一般廃棄物処理に係る**原価相当の料金徴収の推進**。

○ 判断基準省令の改正内容

- ・ 事業系食品ロスのより一層の削減のため、食品関連事業者の講ずべき措置の一部を見直し。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと ・ 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと ・ 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるため調理方法の改善及び食べ残しを減少させるための工夫を行うこと